



福岡医発第 284 号（地）
平成 31 年 4 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の
一部改正について

標記事業につきましては、市町村及び特別区（以下、「市区町村」とする。）が実施するがん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）の受診を促進し、がんの早期発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図ることを目的として実施されておりますが、今般、平成31年度事業について「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」の一部を改正し平成31年4月1日より適用する旨、厚生労働省健康局長より日本医師会を通じて協力方依頼がありました。

平成31年度においては、「個別の受診勧奨・再勧奨」・「子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券等配布」・「精密検査未受診者に対する受診再勧奨」を実施することとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますようお願いの程よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

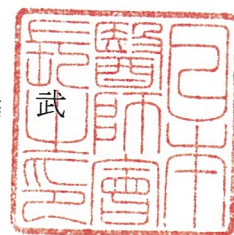
日医発第 39 号(健Ⅱ8)

平成 3 1 年 4 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義



新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

標記事業につきましては、市町村及び特別区（以下、「市区町村」という。）が実施するがん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）の受診を促進し、がんの早期発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図ることを目的として、実施されているところであります。

今般、平成 3 1 年度の同事業について、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」の一部が改正され、平成 3 1 年 4 月 1 日より実施する旨、厚生労働省健康局長より本会に対し、別添のとおり協力方依頼がありました。

平成 3 1 年度においては、「個別の受診勧奨・再勧奨」、「子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券等配布」、「精密検査未受診者に対する受診再勧奨」を実施することとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対する周知ならびに行政からの依頼への協力等について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発 0329 第 33 号
平成 31 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について（協力依頼）

がんはわが国において昭和 56 年から死亡原因の第 1 位であり、がんによる死者数は年間 37 万人を超える状況となっております。しかしながら診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死者数を減少させるためには、がん検診の受診率向上、がんの早期発見が極めて重要です。また、がん対策推進基本計画（平成 30 年 3 月閣議決定）においても「国は、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を 50%とする。精密検査受診率の目標値を 90%とする。」と定められています。

これらを踏まえ、従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、平成 30 年 3 月 28 日健発第 0328 第 20 号本職通知「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところですが、別添写しのとおり、実施要綱の一部を改正し、各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛てに通知しました。貴会におかれましても、本事業の趣旨についてご理解いただき、検診対象者の受診機会の拡充を図るなど、特段のご配慮をお願いします。

健 発 0329 第 32 号
平成 31 年 3 月 29 日

各

⎧ ⎪ ⎩	都道府県知事	⎫ ⎪ ⎭
	指定都市市長	
	中核市市長	

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成 30 年 3 月 28 日健発第 0328 第 20 号本職通知「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について」の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているとことであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いする。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

健発 0328 第 20 号

平成 30 年 3 月 28 日

平成 31 年 3 月 29 日一部改正

I 個別の受診勧奨・再勧奨

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

5（1）の事業の対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

	対象年齢
胃がん検診	50～69 歳の男女 (胃部エックス線検査は 40 歳以上も可)
子宮頸がん検診	20～69 歳の女性
肺がん検診	40～69 歳の男女
乳がん検診	40～69 歳の女性
大腸がん検診	40～69 歳の男女

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成 31（2019）年度に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。

また、勧奨資材については、国立がん研究センター社会と健康研究センター保健社会学研究部が行っている「希望の虹プロジェクト」において作成しているリーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているので、新規で作成する場合は、これらを積極的に活用すること。

なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。

- (2) 平成31(2019)年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。

また、受診勧奨・再勧奨を実施する際は、国立がん研究センター社会と健康研究センター検診研究部検診評価研究室で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。

なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。

- (3) (1) 及び (2) を実施するに当たって、厚生労働省が作成した「がん検診受診率向上施策ハンドブック(第2版)」を参考にして、手続きの簡略化、人の性質(利益を得るよりも損失を回避する選択をしやすい、周囲の人の行動や発言に影響を受けやすい等)を理解した勧奨及び効果の高いタイミングを狙った情報の発信など、「ナッジ(nudge)理論」を用いた効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨を実施するよう努めること。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5の事業を実施する費用とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 個別の受診勧奨・再勧奨の定義について

本事業における個別の受診勧奨とは、郵送や電話等により個別に受診の勧奨を行うことをいう。個別の受診再勧奨とは、個別の受診勧奨を行ったにも関わらず、がん検診を受診していない者に対して、再度、個別に受診勧奨を行うことをいう。なお、世帯に対して受診勧奨・再勧奨する場合も、対象者全員の氏名が明記されているのであれば、個別の受診勧奨・再勧奨に該当する。

（２）適切な精度管理・事業評価の実施について

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、適切な精度管理・事業評価の下で実施することが重要であるため、本事業を実施する際は、必ず、「事業評価のためのチェックリスト」（「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書（平成２０年３月、平成２８年４月改定）の別添）を用いて、精度管理・事業評価を行うこと。

特に、対象者の網羅的ながん検診台帳を、住民台帳などに基づいて作成すること。個別の受診再勧奨まで行ってもがん検診を受診しない者については、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努め、台帳に記載しておくこと。なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

また、個別の受診勧奨・再勧奨の実施に当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」に基づき、「検診機関用チェックリスト １．受診者への説明」（がん検診の有効性やがん検診受診のメリット・デメリット、精密検査についての正しい情報、精密検査を受診する必要性など）の項目を対象者に伝えること。なお、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）がん対策情報センターが作成した「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル」において、具体的な取組事例を紹介しているので参考にすること。

（３）検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

Ⅱ 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けを行いがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成10（1998）年4月2日～平成11（1999）年4月1日
乳がん検診	昭和53（1978）年4月2日～昭和54（1979）年4月1日

5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）対象者に対するクーポン券の送付
- （2）対象者に対する検診手帳の送付
- （3）対象者がクーポン券を利用してがん検診を受診する場合の自己負担分の助成措置の実施

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- （1）この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

(2) 本事業における事務費の対象経費は、5 (1) 及び (2) の事業を実施する費用とする。

(3) 本事業における検診費の対象経費は、5 (3) における自己負担額相当部分の費用とする。ただし、受診者に自己負担が生じる場合には、当該自己負担額と6 (1) に示す単価との差額を対象経費とする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) 職域において受診が可能な者への対応について

職域において保険者等が提供するがん検診（人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。）の受診が可能な者に対しては、それらを受診していただくよう、クーポン券を配布する際に周知すること。

(2) がん検診台帳の整備について

クーポン券を利用した者の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

(3) 受診案内、クーポン券、検診手帳について

受診案内、クーポン券、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

(5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用、定員を超えた場合の日程調整や追加検診の実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

また、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

Ⅲ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 対象者の考え方

対象者は、市区町村が実施した胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん及び大腸がんのがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、精密検査を受診していない者とする。

5 事業の内容

事業の内容は、対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受診者への個別の精密検査の受診再勧奨の実施とする。

※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査への再勧奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検査への再勧奨等についても対象とする。

6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」とする）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における対象経費は、5の事業を実施する費用とする。ただし、精密検査機関と市区町村間における対象者の受診状況連絡等については、除くものとする。

7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

8 その他の留意事項

(1) がん検診台帳の整備について

受診再勧奨後の精密検査の受診状況等についてがん検診台帳を整備し、継続的な受診指導等に役立てること。

なお、本台帳は、既存のがん検診台帳を適宜活用して差し支えない。

(2) 精密検査の結果について

指定医療機関で精密検査を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

(別添)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(別紙) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱 健発 0 3 2 8 第 2 0 号 平成 3 0 年 3 月 2 8 日 平成 3 1 年 3 月 2 9 日一部改正	(別紙) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱 健発 0 3 2 8 第 2 0 号 平成 3 0 年 3 月 2 8 日
I 個別の受診勧奨・再勧奨 1 ～ 4 (略) 5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) 平成 3 1 (2 0 1 9) 年度に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。 また、<u>勧奨資材については、国立がん研究センター社会と健康研究センター保健社会学研究部が行っている「希望の虹プロジェクト」において作成しているリーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているので、新規で作成する場合は、これらを積極的に活用すること。</u>	I 個別の受診勧奨・再勧奨 1 ～ 4 (略) 5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) <u>平成 3 0 年度に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</u>

(別添)

改 正 後	改 正 前
<u>なお、これらの勸奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</u> (2) <u>平成31(2019)年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</u> <u>また、受診勧奨・再勧奨を実施する際は、国立がん研究センター社会と健康研究センター検診研究部検診評価研究室で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。</u> <u>なお、これらの勸奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</u> (3) (1) 及び (2) を実施するに当たっては、厚生労働省が作成した「<u>がん検診受診率向上施策ハンドブック(第2版)</u>」を参考にし、手続きの簡略化、人の性質(利益を得るよりも損失を回避する選択をしやすい、周囲の人の行動や発言に影響を受けやすい等)を理解した勧奨及び効果の高いタイミングを狙った情報の発信など、「ナッジ(nudge)理論」を用いた効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨を実施するよう努めること。	(2) <u>平成30年度に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</u> (新設)

改 正 後	改 正 前
6 経費の負担 経費の負担は次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 本事業における事務費の対象経費は、5の事業を実施する費用とする。 7 (略) 8 その他の留意事項 (1)～(2) (略) (削除) (削除)	6 経費の負担 経費の負担は次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 本事業における事務費の対象経費は、5(1)及び(2)の事業を実施する費用とする。 7 (略) 8 その他の留意事項 (1)～(2) (略) (3) 効果的・効率的な事業の実施について <u>厚生労働省が作成した「がん検診受診率向上施策ハンドブック」を参考にして、対象者の特性に応じたメッセージの送付、効果の高い層への集中的な勧奨を行うなど、効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨を実施するよう努めること。</u> (4) 勧奨資材について <u>個別の受診勧奨・再勧奨を実施するための勧奨資材については、国立がん研究センター社会と健康研究センター保健社会学研究部が行っている「希望の虹プロジェクト」において、リーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているので参考とすること。</u> <u>また、国立がん研究センター社会と健康研究センター</u>

(別添)

改 正 後		改 正 前													
II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 1～3 (略) 4 対象者の考え方 対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。 <table><tr><th>対象</th><th>生年月日</th></tr><tr><td>子宮頸がん検診</td><td>平成10 (1998) 年4月2日～平成10 成11 (1999) 年4月1日</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>昭和53 (1978) 年4月2日～昭和 和54 (1979) 年4月1日</td></tr></table> 5～8 (略)		対象	生年月日	子宮頸がん検診	平成10 (1998) 年4月2日～平成10 成11 (1999) 年4月1日	乳がん検診	昭和53 (1978) 年4月2日～昭和 和54 (1979) 年4月1日	検診研究部検診評価研究室では、科学的根拠に基づくがん検診を推進するために一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。 <u>なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</u> (5) (略) II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 1～3 (略) 4 対象者の考え方 対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。 <table><tr><th>対象</th><th>生年月日</th></tr><tr><td>子宮頸がん検診</td><td>平成9 (1997) 年4月2日～平成10 (1998) 年4月1日</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>昭和52 (1977) 年4月2日～昭和53 (1978) 年4月1日</td></tr></table> 5～8 (略) III 精密検査未受診者に対する受診再勧奨		対象	生年月日	子宮頸がん検診	平成9 (1997) 年4月2日～平成10 (1998) 年4月1日	乳がん検診	昭和52 (1977) 年4月2日～昭和53 (1978) 年4月1日
対象	生年月日														
子宮頸がん検診	平成10 (1998) 年4月2日～平成10 成11 (1999) 年4月1日														
乳がん検診	昭和53 (1978) 年4月2日～昭和 和54 (1979) 年4月1日														
対象	生年月日														
子宮頸がん検診	平成9 (1997) 年4月2日～平成10 (1998) 年4月1日														
乳がん検診	昭和52 (1977) 年4月2日～昭和53 (1978) 年4月1日														

(別添)

改正後	改正前
Ⅲ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨 1～8 (略)	1～8 (略)

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱案（抜粋）

（交付の対象）

３（８）ア 疾病予防対策事業費等補助金

（●）新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

平成30年３月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」により市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が行う事業

項	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
健康増進対策費	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	次により算出した額の合計額 （１）検診費 厚生労働大臣が必要と認める単価×検診件数とする。 ただし、市区町村において、受診者に自己負担額が生じる場合には、（単価－自己負担額）×検診件数とする。 （２）事務費 厚生労働大臣が必要と認める単価×対象者数とする。ただし、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における自己負担相当部分 2 事務費 賃金、需要費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、会議費、委託料、使用料、賃借料及び報償費 ただし、報償費はかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨に限る。	1/2